

〈4〉 学術安全保障を考える

長崎大学 研究国際部 **河合 孝尚**

九州大学 国際法務室 **佐藤 弘基**

静岡大学 大学院総合科学技術研究科 工学専攻 **鈴木 康之**

徳島大学 研究支援・産官学連携センター **井内 健介**

1. はじめに

近年の国際社会は、社会的、政治的、文化的、経済的などの側面から見ても大きな変動期にあるといえる。我が国も例外ではなく、国家として周辺地域を含めた国際社会とどのように付き合っていくべきか、政治家、学者に加え一般市民の間でも口角泡を飛ばす議論が活発に行われている。すなわち安全保障の問題である。我々一市民が国家の構成員として自国の安全保障を考え議論をすすめることは、(民主主義) 国家として健全な方向であろう。一方で、安全保障に無関心でいることが難しい状況ともいえ、そのことはアカデミック・フリーダム^[1]を掲げて研究及び教育(すなわち学術活動)に邁進する大学の研究者にも影響を与えているのも事実である。

このような状況の中、大学は、学術活動と安全保障の関係を考慮に入れて自らが対策を取るよう、政府また社会から強く求められている。最近の大学には「学術活動の推進により社会発展に寄与する」という根本的な命題があり^[2]、その命題と安全保障の要請のバランスを斟酌して対応しなければならないことが多くなってきた。大学にとって「積極的に学術活動の展開が図れるよう教育・研究の自由を確保しつつ行う安全保障」の実践が重要となりつつあり、本論ではそのことをもって「学術安全保障^[3]」と定義する。

学術安全保障のアクターは、大学(例えば国立大学の場合、国立大学法人としての学長及び理事(役員会)のみならず、そのもとに設置される大学その

ものも指す。)やそこに従事する事務職員だけでなく、学術活動の当事者である教員(研究者)はもちろん、産学連携コーディネータやURA等^[4]も含まれる。これらアクターが相互に関係し役割を果たすことで学術安全保障は実践可能なものになると理解できるが、具体的にどのようなことが学術安全保障として求められるのか、またどのような実践がありうるのか、これまで明確にはされてはいない。そのため、個別の大学(また研究者個人)がそれぞれに安全保障の必要性を認識し対応しているのが現状であるが、果たしてこの状態は、我が国や国際社会における学術推進の面はともかく、安全保障の側から見る限り適切といえるかは議論の余地がある。

そこで本稿では、まず産学連携における学術安全保障をテーマに何が求められているのかを論じた上で、一大学の研究推進支援者の立場からみた実践を中心に現状を捉える。産学連携(すなわち学術活動)を推進しつつ、学術安全保障を実践することの重要性が理解できるだろう。その次に、産学連携のみならずとくに国際的な学術活動から生じうるリスクに対し学術安全保障の要請にいかに対処すべきか、大学法務・コンプライアンスという切り口から論じる。ここでは、大学としての学術安全保障に対する理解と実践が教員(研究者)の学術活動を阻害するものではなく、むしろ安心して推進できる環境を整えているという事実が明らかになる。そして最後に、学術安全保障の実践として、もっとも重要なアクターである教員(研究者)への教育について検証し、大学や学術活動の推進にとって有益性が高いことを示す。

2. 産学連携と学術安全保障

科学技術基本法^[1]によれば、「科学技術」とは、「科学に裏打ちされた技術」のことではなく「科学及び技術」の総体と定義している。さらに「科学」とは、一般に、事がらの間に客観的なきまりや原理を発見し、それらを体系化し説明することをいい、「技術」とは、理論を実際に適用する手段をいう。広義にはおよそあらゆる学問の領域を含むものであるが、狭義では、とくに自然の事物、事象について観察、実験等の手法によって原理、法則を見いだすいわゆる自然科学及びそれに係る技術をいい、その振興によって国民生活の向上、社会の発展等が図られるものである。よってプライマリーな科学技術の最終的な出口イメージとしては「人々の役に立つもの」であることが強く求められている。

2.1 産学連携活動の背景

産学連携の歴史を紐解くと、いわゆる理研コンツェルン時代即ち第二次世界大戦以前まで遡る必要がある。本稿ではバブル崩壊後まで時間軸展開を省略する。

近年の社会構造の変化に伴い、産業界では、基礎研究から製品開発までを自社（または関連系列企業群）内で完結させる方式から開発重視へ転換、あるいはその過程をアカデミアにアウトソースし期間短縮化する傾向が見られる。また、大学教育においては社会的課題の解決や社会実装にスコープする研究の広がりなどが認識され、また私企業を含む様々な組織・機関の研究者による共同研究の実施もより活発になってきた。

さらにアカデミアを取り巻く産学連携環境は平成10年代に激変した。大きなマイルストーンを表2-1に示す。

表2-1. 「大学における研究成果展開に関する各種施策変遷」

平成10年	「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（いわゆるTLO法）」が成立→認定TLOが各地の大学に相次いで設立
平成11年	「産業活力再生特別措置法第30条（いわゆる日本版バイドール法）」制定→国等からの委託による研究支援事業の成果は基本的に大学や企業などに帰属することとなる

平成13年	文部科学省産学官連携コーディネータの大学への配置が始まる
平成14年	知的財産基本法が制定、翌15年より知的財産本部整備事業が開始 知的スラスター創成事業等の地域科学技術振興施策によるプロジェクトが開始
平成16年	国立大学の独立法人化

これらを通じアカデミアは自らの成果を自らが選択管理し、自ら活用しなければならないこととなった。特に国公立大学の独立法人化（自立化）により財源確保や社会貢献として、研究成果の積極活用が必要となった。そのコアとなるものが産学連携活動である。

産学連携の仕組みは、文部科学省系と経済産業省系とに大別することができる。前者は各大学における地域共同センターなどの施設の設置や学内の知財管理の仕組みづくり、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）等の各種取組み、後者はテクノポリス計画等地域企業の技術開発や高度化の促進支援、あるいはその中核支援機関としての財団等の活用、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の各種取組である^[2]。

産学連携活動において両者が直接連携する体制を組めない理由を、単に縦割り行政という側面だけで論じるのは妥当ではなく、前者がシーズオリエンテッド（まずはアカデミア研究者の研究成果があって、その応用展開として企業とのマッチングを行う）であるのに対し、後者がニーズオリエンテッド（企業における問題意識が引き金となり、その課題解決を行うためにアカデミア研究者とのマッチングを行う）という出発点の違いであるともいえる。

2.2 産学連携活動の組織と従事者

産学連携活動に専門職が本格的に配置されたのは平成8年、JSTの地域研究開発促進拠点支援（RSP）事業からである。JSTが資金を提供し「コーディネータ」の雇用と活用を地域財団に委託した。その後平成12年度（平成11年6月1日 学術審議会答申による）には文部科学省が資金を提供し大学に「産学連携コーディネータ」の配置を開始、平成13年度から5年間かけて全国16か所にJSTプラザ・サテライトを整備し「科学技術コーディネータ」等を直雇用で配置した。その他各組織が独自財源で産学連携

従事者を配置するなどして、産学官従事者のJST産学官連携支援データベース^[3]登録は最大約3,000名(平成27年8月22日現在2,082名)になった。

平成21年の事業仕分け(行政刷新会議)によって、国主導による地域産学官連携活動は終息することになり、従来タイプの「コーディネータ」は文部科学省の委嘱により財団法人日本立地センターの全国コーディネート活動ネットワークに収束された(文部科学省 科学技術・学術政策局^[4]によると平成25年3月現在1,300人が活動しているといわれる。また前職としては民間企業の研究職、知財、法務部門の専門職、技術系職員が多い、とされている)。

代わって平成23年度に制度化されたのがリサーチ・アドミニストレーター(以下「URA」という。)であり、大学等が研究開発に知見のある人材等をURAとして活用・育成するとともに、専門性の高い職種として定着を図ることをもって、大学等における研究推進体制・機能の充実強化に資することを目的としている。これに先立つ平成22年の金沢大学の調査^[5]によると、この時点で全国に600人以上のURA(一般事務職以外の研究支援専門職員)が存在していることがわかっている。なお、URAには、研究企画や外部資金の調達をミッションとするプレアワード型の人材と、プロジェクト採択後の管理や産学連携に軸足を置くポストアワード型の人材が規定されているが、両者を一貫通貫で担当するケースも存在する。また文部科学省 科学技術・学術政策局^[4再]調査によればURAは前職が事務職員の占める割合が多い。

現在、産学連携従事者に冠する職名は(雇用にかかる制度の数に呼応して)非常に多いが、今後は、産学連携プロジェクトの創出・研究成果の技術移転のためのマッチング・研究機関の成果の無形財産としての知的財産の確保創出や技術移転におけるそれらの活用にかかる従事者を「イノベーション創出に寄与する専門人材^[6]」と呼ぶことになると推測される。

2.3 産学連携と安全保障輸出管理

産学連携学の確立及び産学連携自体を発展させることにより、我が国の学術や技術の発展を促進し、もって地域が特色ある活動を活発に行う豊かで個性と活性に富んだ社会をつくりあげること寄与する

ことを目的とする特定非営利活動団体産学連携学会は、アカデミアにおける自主管理体制整備の促進と安全保障輸出管理に関する研究者の意識向上に資することを旨とし2009年に「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を策定、その後2011年に改正を行っている。このガイドラインは、現在、安全保障輸出管理担当部署を置く大学の多くで学内規定のベースラインとして採択活用されている。

イノベーション創出に寄与する専門人材にとって、安全保障輸出管理に関する知識や経験がどれほど必要とされているであろうか、という視点はどうか。

文部科学省 科学技術・学術政策局^[4再]の資料には、「いわゆるコーディネータ」とURAそれぞれの業務ミッションが例示されている。例えば前者であれば「知財創成」「研究開発支援」「シーズPR」「ニーズ調査」「事業化支援」「海外展開」、後者であれば「研究プロジェクト企画立案」「外部資金情報収集」「申請資料作成支援」「プロジェクト進捗管理」「倫理・コンプライアンス関係」等。安全保障輸出管理という単語が明示されていないが、URA業務の「倫理・コンプライアンス(必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ、利益相反や知的財産・研究成果の取り扱いに関する確認、実験等に伴い収集する個人情報の管理等を行う。また、研究者等に対する各種倫理・コンプライアンス関連の助言・情報提供を行うとともに、倫理・コンプライアンス違反があった際の学内外の対応を行う。)」に含まれると解するべきであろう。

URA スキル標準 Ver.1^[7]は、文部科学省の平成25年度科学技術人材養成等委託事業による委託業務として、国立大学法人東京大学が実施した平成25年度「URAを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)」の成果であるが、この表2-2にプレアワード中級に求められる知識能力が星取表として例示されている。

表中、大項目「②知識」の中項目「法律・法令・規則」の小項目に「輸出管理」があるが、◎はおろか○さえも付いていない。これでは、安全保障輸出管理に関してURAはスキルを求められることは無い、ということになってしまう。

表2-2. 「知識・能力の抽出（プレアワード中級）」

大項目	中項目	小項目	①研究プロジェクト企画立案支援	②外部資金情報収集	③研究プロジェクト企画のための内部折衝活動	④研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整	⑤申請資料作成支援
			中級	中級	中級	中級	中級
①事業	情報収集・分析能力	外部資金情報の収集分析	◎	◎	◎	◎	◎
		政策情報の収集分析	◎	◎	◎	◎	◎
②知識	科学技術関連の政策動向（国内外）		◎	◎	◎	◎	◎
	科学技術に関する知識	専門分野	◎	◎	◎	◎	◎
		他分野	○	○	○	○	○
	研究評価に関する知識						
	研究経費の執行・会計に関する知識（FA等）		○	○	○	◎	
	法律・法令・規則	知的財産	○		○	○	○
		輸出管理					
		利益相反	○		○	○	○
		臨床研究等に関する法令、指針	○		○	○	○
		秘密管理関連法令（不正競争防止法等）					○
	産学連携に関する知識		○		○	○	
	大学組織・学術組織に関する知識	科学者コミュニティ	○	○	○	○	○
		大学法人組織に関する知識	○		○	○	○
	大学事務に関する知識	総務系事務に関する知識					○
		人事系事務に関する知識					○
		財務系事務に関する知識					○
		教務系事務に関する知識					○
安全衛生に関する知識（安全衛生法含む）		○		○	○		
倫理	科学者倫理	○		○	○	○	
	生命倫理	○		○	○	○	
③実務	企画力・提案能力（分析した情報をもとに企画し提案できる）		◎		◎	◎	◎
	文章作成能力	日本語文章作成能力	○		○	○	◎
	スケジュール管理能力（教員等に対して）		◎	◎	◎	◎	◎
	ITスキル	パソコンスキル	◎	◎	◎	◎	◎
		分析ツール利用能力（Web of Science®、Scopus®等）	◎		◎	◎	◎
	パブリックリレーション（広報等）						
	ダイバーシティマネジメント（多様な文化等を尊重し、適切な行動を取れる）		○		○	○	○
④語学	語学	英会話能力					
		英語文章能力				○	○
⑤対人	教員、政府、企業等ステークホルダーとのコミュニケーション	教員とのコミュニケーション	◎	◎	◎	◎	◎
⑥その他			○				

2.4 今後の見通し

従来型の産学連携活動では知財的な知識が求められる傾向があったが、研究企画から出口の産学連携活動まで見通さなければならぬURAがその業務の中心に移った現在では、安全保障輸出管理の知識やそれを活用できる体制づくりが必須である。

大学の組織として学長直下にURAが置かれてい

るところばかりではない。例えば「研究支援」系の理事の下にURA組織があったとして、「安全保障輸出管理」を行う部署と指示系統が違うことが容易に想定される。URA設置の事情、求められるミッション、評価軸等それぞれの大学で異なる。しかし重要なことは、科学技術の出口イメージは「人の役に立つ」ことである、安全保障輸出管理も万全に対応し

て、確実な社会貢献を求めたい。

2015年6月の産学連携学会年次大会において、産学連携学会の内部組織として「RA研究会」が立ち上がった（URAの団体であるRA協議会とは別団体であることに注意が必要）。「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」の策定に関与された先生方も同研究会に所属されている。この研究会でURA側に情報展開されていくことを期待する。

3. 地方大学における学術安全保障

研究活動が活発化・多様化しており、研究者をとりまくコンプライアンスは、煩雑さ、厳しさを増している。特に近年、大学のグローバル化の進展に伴い、大学がこれまで対象としてとらえていなかった法令を順守しなければならないケースが増えている。例えば、研究に関するコンプライアンスに関して、安全保障輸出管理や生物多様性、遺伝子資源等への対応など、グローバルな研究活動を行うにあたり、国内活動の場合では、馴染みのない法令への理解と対応が必要である。また、大学が企業との産学官連携活動によりイノベーション創出や企業の持つ課題解決を推進する一方で利益相反に起因する種々の弊害や、連携に関わるコンプライアンス事項の発生といったリスク要素への対応が必要となっている。研究者の研究活動を適切に推進し、学術安全保障を実践するために、大学においても、より厳しいコンプライアンスやリスクマネジメントが求められており、大学の規模に関わらず、全ての大学が取り組むことが求められている。本稿では、大学における学術安全保障の実践に関して、地方大学が直面する現状と課題を安全保障輸出管理の事例を基に記載し、典型的な地方大学である四国地域の国立大学が行っている取組みについて紹介する。

3.1 地方大学における安全保障輸出管理

四国地域の徳島大学では、2009年に当時の徳島大学産学官連携推進部佐竹教授が特定非営利活動団体産学連携学会において、安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン及び研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン^[1]の策定に携わったことをきっかけに、安全保障輸出管理体制の構築に向けた準備を開始している。その後、学長への説

明、学内調整を経て、2011年11月に徳島大学安全保障輸出管理規則を施行、2012年4月に全学実施し、現在に至っている。

2015年2月文部科学省調査^[2]によると、国立大学及び医歯薬理工系学部等を持つ公私立大学計292校中（275校回答）、輸出管理担当部署を設置済126校、輸出管理の専門的知識を備えた者を配置37校、専ら輸出管理を担当する専任の部署を設置9校、となっており、全国的にみると輸出管理を行っている大学は、未だ極めて少ない状況であるといえる。

筑波大学産学リエゾン教育センター新谷氏の調査研究^[3]によると、安全保障輸出管理体制構築が遅れている最も大きな原因は、「大学における安全保障貿易管理体制を構築する人材がいない」ということであり、その理由は、普通の人材では対応しにくい複雑な法体系を有しているという根本的な問題と、留学生を扱うという企業とは異なるオープンな環境を持つ大学の特殊性の問題が大きいとの指摘であった。

旧帝大等の大規模大学は専門の部署や人材を確保することは可能であるが、地方大学等の中小規模大学では、安全保障輸出管理に関わる専任のポジションを確保することは予算的に難しく、専門人材を独自に確保、育成することは困難な状況にあるといえる。人員や予算が限られている環境下にある地方大学において、各々の大学の体制や状況に合わせ、実効的かつ効率的に業務を実施できる方法はないだろうか。典型的な地方大学である四国地域の国立大学が行っている連携事業の取組みについてご紹介したい。

3.2 四国地域の地方大学の取組み

四国地域では、2013年10月、文部科学省の国立大学改革強化推進事業の1つとして、「四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下、「SICO」という。）」を立ち上げ、四国地域の5国立大学（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）と株式会社テクノネットワーク四国（四国TLO）における産学連携業務や法務支援業務等を統合・一元化する取組みをスタートした。各機関における業務の重複を解消し、統合・一元化することで、組織の効率化とスケールメリットを発揮し、各大学の産学連携や法務支援業務等の質及び活動量を

向上させようという試みである。SICO事業のスケールメリットによる効果の一つとして、各大学の産学連携部門に所属する専門人材（教職員等）の活用が挙げられる。各大学の産学連携部門に所属する専門家がその知恵を持ち寄り、大学の枠を超えて協力し合い、産学連携や法務支援等を行う連携体制が四国地域で構築されつつある。一口に専門家といっても、バイオ関連技術に詳しい専門家、知的財産の専門家、法務の専門家等、様々な専門家が存在する。しかし、個々の地方大学に所属している専門家は、何らかの専門家ではあるが、全てに詳しいわけではない。大学では産学官連携活動を推進することにより生じた多様なリスクに対処しなければならない。地方大学では限られた人数で様々な案件の対処をせざるを得ず、多様なリスクに対処しきれないケースもあるのではないかと考えられる。SICO事業を推進することにより、各大学の専門家が不得手な部分をお互いに補い合う体制を構築すれば、組織の効率化とスケールメリットを得られ、リスクへの対処能力も向上する。結果として、産学官連携活動がさらに活発化するというポジティブなスパイラルが生じ、ひいては地域の競争力がアップすることが見込まれる。

四国地域の5国立大学では、SICO事業による連携をきっかけとして、「各大学で実施している安全保障輸出管理の業務についての問題点を共有し、先進的な取組みについて学習するなど、共同して大学における輸出管理の仕組みを構築するための勉強会」として四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク（以下、本ネットワークという。）を立ち上げた。本ネットワークは、九州地域における九州地区大学安全保障輸出管理ネットワークの活動を参考にさせて頂き、四国地域で実施している。これまでに九州地区大学安全保障輸出管理ネットワークの活動についてご講演頂いたり、神戸大学の安全保障輸出管理の取組みを視察したり、他大学における先進的な取組みを紹介していただき、情報交換を行っている。さらに、情報や人材不足を補うため、5国立大学で定期的に安全保障輸出管理に関する取組状況を報告し合い、情報交換を行っており、本ネットワークの活動を通じて、四国地域の大学における安全輸出管理体制構築の一助とすべく活動を行っている。

安全保障輸出管理を含む大学における学術安全保障の実践は、研究者の名誉・信頼を守り、安全に研究を行うため、必要不可欠である。人員や予算が限られている地方大学及び中小規模大学においても、各大学の規模に合わせて、学内組織が適切かつ効率的に連携できるシステムを構築することは必須であると考えられる。また、その運用を行うにあたり、知識及び経験が不足してシステムが形骸化してしまうことを避けるため、学外（他大学）の人材の活用、事例把握及び情報共有ができる体制を構築することが重要だと考えている。ただし、リスクマネジメントに関わる情報は各大学におけるネガティブな情報であるケースも多いため、情報を共有するにあたっての秘密情報としての取り扱いに関する取り決めが必要となる場合があることに留意すべきである。地方大学は、その規模にあった学術安全保障を、適切にかつ効率的に実践する方法について、今後も検討し、模索していく必要があるであろう。



図3-1.「四国産学官連携イノベーション共同推進機構」

4. 学術安全保障と大学法務体制

産学連携の推進においてURAを含む「イノベーション創出に寄与する専門人材」が求められ国際的な学術活動が活発になると同時に、大学、研究者の安全保障にかかるリスクに対処する体制づくりも必要にならざるを得ない。そのことは文部科学省による大学ガバナンス改革の動きにも現れているが^[1]、一般にいうコーポレート・ガバナンス（企業統治）と比して大学ガバナンスには違和感を覚えるという民間企業マネジメントの経験のある大学関係者の声も聞こえる。大学ガバナンスを論じる際、ガバナンスが組織統治の意味であることを強調するあまり、重要な目的である組織のリスクマネジメント^[2]の

観点が抜け落ちてしまうことがあるからである。

組織のリスクマネジメントには何が必要か。組織を構成する個人（大学においては研究者を含む。）の意識向上が重要であることは容易に予想がつき、そのための教育（社内研修等；このときの「教育」と研究者が行う学術活動としての「教育」を明確に区別するため、本章では前者を「研修」ということにする。）は当然に帰結する対応であろう。我が国の大学ではそれすらも十分でない現状と、その現状においてなすべき対応については次章で詳しく紹介するが、構成員への教育のみで組織のリスクマネジメントが完結するわけではない。適切な組織のリスクマネジメントには、それを組織として日常的かつ専門的に対応する部署の設置（多くはリスクマネジメント部門や法務部門等と呼称される。）が求められる。本章では当該部署を基盤とする体制を「法務体制」ということにし、大学におけるリスクマネジメント実践の一形態でもある学術安全保障に法務体制が有効に機能することを論じる。

4.1 学術安全保障と研究者の負担

本稿でいう学術安全保障とは「積極的に学術活動の展開が図れるよう教育・研究の自由を確保しつつ行う安全保障」の実践と定義した^[3]。現状では、産学連携における学術安全保障の実践は主に研究者個人によってなされているが、今後は研究者の負担減のためにも、「イノベーション創出に寄与する専門人材」の支援によることも当然になってこよう。そうすることは、より複雑化するコンプライアンス対応への要請にも応じることにもなり、我が国の大学を取り巻く一般社会を含むすべてのアクターにとってよい方向とも言えそうである。だが、研究者の立場から見た時に、そのことは完全に望ましい方向性と言えるだろうか。

「積極的に学術活動の展開」を図ろうとする研究者は、可能な限り教育・研究に自由を求めようとする。このときの自由は、何でも思い通りにできるという空想論的な自由ではなく、限られた範囲内及び選択肢において自らの意思で動かせるという自由であるに過ぎないことは、当の研究者を含め誰もが理解していることである。その自由を研究者に享受させるために、常に研究者自身が「範囲」を注意深く意識するように促すこと、すなわち研究者への研修

は最も有効であり、かつ現実的に可能な対応である。しかし「範囲」を意識させすぎるとは、学術活動の展開への意識も萎縮させてしまう可能性も秘めている。適度な意識付けが重要である。

どの程度の「範囲」が適度といえるのか。リスクマネジメントを意識すれば、当然にコンプライアンスの観点から許容できる範囲という定義が得られる。コンプライアンスには、研究者共通の倫理意識徹底はもちろん、法律や既存のルールなどを守るという法令遵守も含まれる。実際にも、前者にいう倫理意識の低下は、研究不正（研究費不正も含む。）の問題として学術界のみならず一般社会にも大きな問題を引き起こしている。昨今ではそれに対応するための様々な方策が、政府レベル、大学レベルで実施されている。

法令遵守の観点はどうか。研究者個人に法令遵守を求めることは、実のところそれほど容易ではない。法令を表面的に研修すること（例えば、安全保障輸出管理であれば「外為法」、知財の観点からは「特許法」などをレクチャーすることが考えられる。）は難しいことではないかもしれないが（もちろん研究者が研究時間を割いてそれら研修を受講することは、相当の負担になることは間違いない。）、研修で受けた内容をどう実践するのかが別問題である。場合によっては、外為法や特許法等の法令の専門家が、専門的な知見や思考方法（リーガルマインド）をもって対処せざるを得ない場面も多々発生する。それらに適切に対処することも組織には求められる。具体的には、研究者への研修に加えて、コンプライアンスを促し対処する体制、すなわち法務体制を作ることが組織のリスクマネジメントに絶対的に求められる要素なのである。

4.2 大学における法務体制に関する考察 —安全保障輸出管理を例に—

法務とは、企業内においては、自社の事業活動とともない発生する法律問題への対応・指導、具体的には契約起案・交渉支援の渉外活動や、コンプライアンス等の内部統制の業務等の諸活動をいう^[4]。主に、先に挙げた専門部署が基盤となって全社的な法務体制を構築しており、事業活動は常にこの法務体制を意識して実施されるようにコントロールされている。

大学法務も基本的には同じである。すなわち、大学の事業活動といえる教育・研究という学術活動にともない発生する法律問題への対応等の役割を担う。学術活動の始動や実施に必要な渉外活動と研究者への研修等のコンプライアンス周知活動も含まれる。これらにより、大学や研究者をリスク（損害賠償等の金銭的なリスクはもちろん、昨今において問題になることの多い大学や研究者のレピュテーションリスクも含む。）から守り、また結果として安心して学術活動を推進できる環境を整えることにもつながる。さらには副次的な効果として、研究者のコンプライアンスに対する負担軽減や学術活動推進への過度な萎縮をなくす効果も生まれるだろう。具体的に理解するために、ここで学術安全保障と法務の関係性を例に検証する（ここで取り上げる安全保障は、本稿で述べる安全保障輸出管理に限定する。）。

安全保障輸出管理に大学が対応せざるを得ない現状や、その対処方法はこれまでも多く論じられている^[5]。これまで論じられている対処方法は、総じて研究者による学術活動の自由の範囲を限定することに結びつくが、そうであっても安全保障輸出管理を研究者に意識させることが重要であることに異論はない。

だが、この対処方法がさらに進むと、学術活動への「負担」と「萎縮」という問題がより顕在化することにもなりうる。＜研修の受講と研究者自身の理解（負担）＞→＜安全保障に反することへの過度な恐れと対応への億劫さ＞→＜新たな研究活動へのブレーキ（萎縮）＞という構図である。

研修の受講による研究者の負担増は、法務体制のもとで行うコンプライアンス活動（内部統制）としても許容させる必要がある。問題は、その後続く研究者自身の理解と意識向上が間違った方向に進むと、過度な恐れと億劫さを生み出すことにつながることである。例えば、「海外に研究資機材を持ち出すときは該非判定をして該当であれば経産大臣の許可が必要」という安全保障輸出管理のイロハでさえ、研修を受講し理解する研究者によっては、「海外に研究資機材を持ち出すには経産大臣に申請しなければいけない」や「該当であれば持ち出せない」といった、より自己抑制的な解釈をしてしまうことも考えられる。「海外の企業と産学連携活動を行うことは安全保障に悪影響を与える」、「留学生に教科

書以外の技術情報を教授することは法令に違反する」などといったことを考えてしまい、国際的な学術活動に関与すること自体を避けようとするかもしれない。結果、生み出されるのは学術活動の萎縮である。そのことは大学にとって望ましいことではない。

では、それに対処するためにはどうすべきか。もちろん、研修の内容を慎重に吟味して、受講が学術活動の萎縮に繋がらないようにすることは重要である。ここではそれに加えて、実際に行う安全保障輸出管理への対応を、より負担のない形で研究者に実施させることを提案したい。すなわち法務体制の構築である。もちろん、安全保障輸出管理に特化した部門を設置することも考えられるだろう。

研究者の極力「自由な」学術活動を保障するためにも、法務体制を含めた大学組織が、その活動の全部をコントロールする状況は望ましいとはいえない。そこで、活動そのものは自由であるが、場合によっては設置された法務部門の支援を仰ぐ体制を築くのである。具体的には、安全保障輸出管理が必要な状況、すなわち海外への資機材の持ち出し等を実践しようとする状況があるときには、研究者が「申請」という形で支援要請をする。研究者向けに行う研修は、この申請の方法を伝えることで十分であり、外為法の解釈論や安全保障阻害に対する過度な不安を煽るような内容にする必要はない（もっともある程度の緊張感を与える内容（例えば外為法の違反による結末（刑罰等））を伝えることは、申請を確実に意識付けさせるためにも有効だろう。）。

申請を受けた法務部門は、そのとき同時に安全保障輸出管理に関する責任も引き受けることになる。研究者に予期しない責任がかからない状況を作り出すことで、ここでも研究者の負担が軽減されるといえる。法務部門が責任をもって安全保障輸出管理を実施するには、部門担当者の専門性はもちろん、部門責任者の覚悟も必要である。覚悟とは、研究者には申請以外の負担をかけず安全保障輸出管理に必要な事項の負担を引き受ける覚悟と、万一事故が起こった時の責任を引き受ける覚悟である。その2つの覚悟が法務部門とその責任者にあれば、研究者は大学が用意した環境の中で安心して学術活動を推進できるのであり、またリスクマネジメントへの理解も進むことが期待できる。

法務体制の構築は、安全保障輸出管理にとどまらず、あらゆる学術安全保障の問題に対処する基礎となりうる。その結果、研究者個人の学術活動の充実だけでなく、大学のレピュテーションリスク軽減や安全な研究環境の整備にも結びつくことになるであろう。大学全体として学術安全保障への対応を考えるとときには、法務体制構築は十分検討に値する。

5. 学術安全保障のための教育とは

近年、大学等における学術活動において実験データの捏造や改ざん、他人の論文の剽窃等の問題が相次いで起きており、研究者や学術機関に対する社会からの信頼は著しく低下している。そのため、大学等の研究者には研究倫理教育やコンプライアンス教育の受講が義務付けられるようになった。その一方、政府の方針として科学者には積極的な研究成果の社会還元や、国際学術活動への戦略的展開等を積極的に行うことが求められており^[1]、このままだと学術活動による科学の発展と共に、科学が悪用される危険性も同様に高まっていくことが予想される。研究者にとっても、このような状況下で学術活動の幅を更に広げて国際展開を推進することは相応のリスクも伴うことを覚悟しておく必要がある。

本章では、我々が推奨する学術安全保障において、学術活動を行っている研究者や関係者等に安全保障輸出管理のようなコンプライアンス^[2]に関する教育をどのように施すべきか、その方法やポイント等について述べる。

5.1 大学等における安全保障輸出管理に関する教育の現状について

大学等における安全保障輸出管理の取組みについては、2009年11月の外国為替及び外国貿易法の一部改正^[3]に伴い、2010年度から輸出者等遵守基準に従って適切な安全保障輸出管理を実施することが大学等の学術機関にも求められている^[4]。今年に入り文部科学省高等教育局国際企画室が担当部署（窓口）となり実態調査や普及・啓発活動等も行われている。CISTECにおいても初心者向けのセミナーや、実務担当者向けのセミナー等が開催されており、安全保障輸出管理について何もわからない大学等の教職員にとっては貴重な学びの場となっている。一方、各大学に目を向けると、学内での研修会や勉強会、外部講師（有識者）を招いての説明会等が開催されており、筆者も年に何度か講師を務めている（図5-1）。

①授業
2013年7月, 2014年.5月
必修科目 静岡大学工学部『技術者倫理』
テーマ：研究者として知っていなければならない外為法



③大学セミナー
2015年7月
琉球大学『安全保障輸出管理の取組み』



②勉強会
2013年12月
九州地域大学輸出管理担当者ネットワーク第7回勉強会



④企業セミナー
2015年7月
NTT DATA主催輸出管理セミナー『輸出管理の最前線2015』

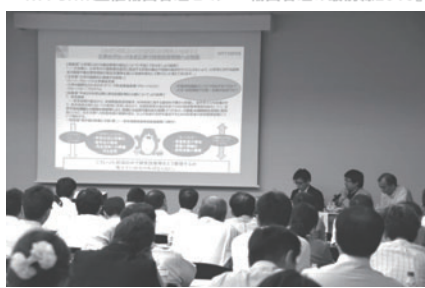


図5-1. 「各種イベントの様子」

このように大学等においても徐々に安全保障輸出管理に対するセミナーや勉強会等の啓発・教育活動が行われるようになった。では安全保障輸出管理等のコンプライアンスに関わる教育者は、こういった点を工夫して教育するべきなのか説明する。

5.2 教育内容の工夫

安全保障輸出管理等のコンプライアンス教育を行うにあたり注意しておくポイントとして、イベント内容や聴講者の役割等に合わせて説明内容をなるべく変えることが必要である。図5-1にも示したとおり、一言に安全保障輸出管理に関するイベントであっても、①授業等の講義形式、②勉強会等のグループディスカッション形式、③④セミナー等の講演形式のように、安全保障輸出管理の背景や中身等について説明をするのか、または実務におけるポイントや考え方等を解説するのかで説明内容は変わってくる。また聴講者についても、③大学向け、④企業向けのように、同じセミナーであっても所属・役職等によって受講対象を区別している場合があり、聴講者と関連するようなポイントを盛り込むことも必要である。参考にCISTECの資料^[5]を元に教育内容の工夫について纏めたものを図5-2に示す。


このように、同じ安全保障輸出管理について教育を行うとしても、イベント内容や聴講者の役割・所属等によって説明内容を変えることは必要であり、教育としても効果的である。教育者の中には、こういった作業は面倒なので何度も同じスライドを使って説明していることも稀にあるかと思うが（中には必要な事項もあるが）、より聴講者に注目してもらうには、聞き手の身近な環境等に合わせた内容を盛り込む方が効果的であり、これは大学等で行われている学生等への教育活動と同様である。学生等は皆同じレベルの知識を持っているわけではないので、大学教員等は教育者としての最低限の配慮として、旬の話題を盛り込むとか、身近な事例を盛り込む等して教育内容を工夫するようにしている。教職員等へのコンプライアンス教育も同様に、教育内容を工夫することは教育にかける時間等のコストを無駄にしないためにも必要である。

5.3 教育方法の工夫

筆者が最初にこの世界（安全保障輸出管理担当者）に入るにあたり最初に学びの場として参加したのは、ある大学で行われた説明会であった。その頃は工学系出身者であり、まだ何も知識のない筆者に

教育内容の工夫について

(CISTEC「自主管理事例集 教育編」を参考)



① 階層別教育

役員(学長、理事等)

- ・輸出管理に関する方針や考え方
- ・学内規程の概説
- ・最新の安全保障貿易管理に関する国際情勢
- ・日本の法制度に関する情報
- ・違反事例

新人(教員、職員)、新任(管理職、担当者)

- ・関連法規
- ・学内規程の解説
- ・国際的安全保障貿易管理の状況

輸出管理責任者、担当者等

- ・輸出管理方針
- ・法令改正
- ・組織・規程内容の変更の伝達
- ・最新の輸出管理に関する法制度や国際情勢等

② 役割別教育(例: 貨物→財務部、留学生→国際部 etc.)

-それぞれの部門が担当する輸出管理上の役割を中心に教育

③ 分野別教育(例: 工学部、医学部、文学部 etc.)

-該非判定、取引審査等の実務教育として専門的知識を習得する

④ その他.....法令改正説明会、海外関連施設への教育、海外赴任者教育

⑤ 個別教育.....個別教育(OJT、e-Learning)、資格試験の取得、講演会やセミナー等への参加

図5-2. 「教育内容の工夫について」

とって、法律の話や複雑な手続き等の説明等を聞くことは、いくらやる気があるとしても睡魔との闘いは避けられなかった。その後、CISTECの開催するセミナー等に何回か参加し、他機関の担当者等とも交流を深めるにつれて自信や知識等を身に付けることができ、現在に至るまで自分自身を成長させることができた。このような経験は、特に筆者に限らず誰にでもありえることかと思う。筆者自身こういった経験があるからこそ教育方法も工夫するように心掛けている。参考までにCISTECの資料^[5]をもとに教育方法の工夫について纏めたものを図5-3に示す。

教職員等に安全保障輸出管理等のコンプライアンスに関する教育を行うにあたり工夫する点として、①なるべく聞き手自身で考えてもらうこと（一方的な説明にならないこと）、②聞き手が飽きないような説明を行う（アニメーションやキャラクター等を多用する）ことが有効である。


①の聞き手自身で考えてもらうことについて、大学のように管理対象が広範囲且つ多分野である場合、適切な輸出管理を行うためには、最初に研究者自身が違和感等に“気づく”かどうか重要であ

る。そのための“気づく（または気づかせる）”ための教育として、教育を施した研究者や関係者等が説明内容について自らで考え、判断することが“気づく”ための第一歩に繋がると考えている。ただ一方的に壇上から長時間説明するのではなく、聞き手の表情等を見ながら話のテンポを変えたり、間を取ったり、こちらから質問を投げかけたりするだけでも聞き手の受け取り方や説明に対する印象を変えることができる。安全保障輸出管理について研究者が機微な案件に関わった時、当事者である研究者自身が最初に違和感等に“気づく”かどうかで、その後の管理や手続き等が公正且つ適切に行われるかが決まるといっても過言ではない。

②の飽きないような説明については、使用するパワーポイントの色使いやアニメーション機能を多用することが有効である。例えば、最初から説明内容を全部表示してしまったら聞き手はそれを読んでしまえば、その後の説明を聞かなくて済む。反対に、表示する情報量が少なすぎると、聞き手は説明者の内容を聞きながらメモを取る作業が頻繁に発生し、考える（気づかせる）時間を持つことが出来ない。そこでアニメーション機能を使って説明内容に合わせて効果的に表示することで、聞き手に考えさせる

教育方法の工夫について

(CISTEC「自主管理事例集 教育編」を参考)



【教材等について】

- ① 教材は分野別・役割別にポイントを絞りこんだ内容とする。
- ② ケーススタディ形式の教材を使用する。
- ③ インパクトのある教材を使用する。(違反事例 etc.)
- ④ e-Learningを活用して多くの受講者を獲得する。

【教育方法について】

- ⑤ 講座時間は短くする。(1～2時間程度)
- ⑥ 1回あたりの受講者数を制限する。(20～30人程度)
- ⑦ 確認のための小テストを実施する。
- ⑧ 終了後にアンケートを実施し、次回の教育に反映させる。
- ⑨ 資格試験合格者を評価の対象とする。
(STC Associate、STC Advanced、STC Expert)

図5-3. 「教育方法の工夫について」

(気づかせる) 時間を作り、説明後の質疑応答による問題解決に繋げることが出来る。

もう1点、捕捉として筆者の発表を聞いたことがある方はお気づきかと思うが、オリジナルキャラクターを作成して説明内容に貼り付けている(図5-1～5-3に描かれている“猫”がそれである。)。安全保障輸出管理にまったく興味がない(仕事の役割として強制的にやらされている等)、または法律の話のような難しい内容が理解できない者であっても、キャラクター等は多少興味を引くと思われるし、キャラクターがきっかけで交流のネタになったことも筆者自身体験している。難しい内容を難しく説明することは簡単だが、わかりやすく説明するには工夫が必要である。世間で流行している“ゆるキャラ効果”ではないが、ちょっとしたリラックス効果を入れるだけでも教育の雰囲気を変えることが可能である。

この他にも図5-3で示すように、なかなか時間が取れない研究者のために、いつでもコンプライアンス教育が受けられるようにe-learningを活用することや、担当者自身の考え方や意見等をぶつけ合うためにディベートやロールプレイ等のディスカッション形式の教育方法等も効果的である。但し、前者のe-learningを使用する場合の注意点として、前段で説明したように、一方的なもの(例えば、内容を読まなくてもページを飛ばして確認ボタンを押したら修了する)ではなく、途中で動画を差し込んだり、確認のためのクイズを行ったりするような、利用者に注目させる又は考えさせる(気づかせる)ための工夫が必要である。今後、コンプライアンスについてのe-learningの開発については、筆者自身が理系出身者(情報学)でもあることから、これまでの講師等での教育経験を活かしたe-learningを開発することを計画している。

5.4 所感

最後に、過去に筆者が聴講者からいただいたコメントの中で印象深く覚えているものを2つ紹介したい。

1つ目は企業の法務担当者からのコメントで、「何故、大学でコンプライアンスに関する教育が学生のうちに行われていないのか? 会社での新人研修で安全保障輸出管理も含め、ある程度は教えてい

るが、あまりにも無知な学生が多すぎる。」というものである。弁解の余地もないが、大学等における講義カリキュラムを変えることは非常に困難であり、教授会や執行部会議等、様々な手続きを踏む必要がある(大学内のガバナンスの問題^[6]も少なからず関係している)。しかし昨今の状況を鑑み、学生であっても安全保障輸出管理や研究不正、個人情報の取扱い、利益相反など、学生又は研究生生活において関係すると思われるコンプライアンスも多く存在することは事実である。もちろんこういったコンプライアンス教育を学生への講義カリキュラムに組み込んでいる大学等も稀にあるが、安全保障輸出管理については深く触れられていない。現在、学術界での導入が進んでいるCITI JAPAN^[7]という研究倫理に関するe-learningを例にとっても、CITI JAPANの元となる米国の研究倫理プログラムであるCITI ProgramにはExport controlというカリキュラムがあるのに対し、日本のCITI JAPANには安全保障輸出管理に関するカリキュラムがない。何故、大学等において安全保障輸出管理に関する教育が進まないのか。それは専門性が高いからなのか、若しくはまだ国内の大学等での違反事例がないから関係者は安心しているのか、理由は色々あると思われるが、国際的な取組みであり、コンプライアンスの中でも重要度が高い安全保障輸出管理を学生の内から学んでおくことは少なからず必要であると筆者自身は考えている。

2つ目は学生からのコメントで、「難しくてわからない。」というものである。単純な言葉だが、ふと講義中に学生の顔を眺めた時に、この言葉の中には色々な意味が含まれていると推測できる。大抵の人にとっては法律の仕組みや歴史的背景等の話はつまらなく感じる人のほうが多い。特に自分との関わりが浅い内容だったら、尚のこと睡魔と闘う機会がある人のほうが多いのかもしれない。そもそもコンプライアンス教育とは何だろうか。登壇して講義時間の90分間説明することがコンプライアンス教育といえるのか。最低限、関係法令や背景等を知識として蓄える知識蓄積型の教育は必要である。ただコンプライアンス教育においては、この知識の獲得だけではなく、判断能力または対処能力を養うことの方が重要ではないかと思う。常識的に考えて“危ないものは危ない”“悪いことは悪い”と胸を張って言

えるようにすることこそがコンプライアンス教育なのではないか。そのための知識として法令知識や取組み内容等を知っておく必要があるのであり、覚えることが重要なわけではない。このコメントをくれた学生は、確認テストまたは単位取得のために一生懸命覚えようとした結果、難しく捉えてしまったのかもしれないが、筆者自身の反省として、学生にそう感じさせてしまったことは失敗事例として今でも良い糧となっている。

ここまで筆者自身の考えや体験等を踏まえて述べてきたが、中には異論を持たれた方もいるかもしれない。意見をぶつけ合うことこそが学問の本質だと考えているので、ぜひ今後も色々なご意見等をいただけたらと思う。そして、ここまで我慢強く読んでいただいた教育者の皆様には、今後も安全保障輸出管理も含めコンプライアンス教育に注力をしていただきたいことを願う。特に学術関係者の皆様には、我々が推奨している「学術安全保障」のように、教育・研究活動のような学術活動に配慮したコンプライアンス管理を推考していただきたい。

6. 終わりに

今回、我々が提唱する「学術安全保障」について、学術活動等に関わる様々な観点から述べてきた。

第2章では「産学連携と学術安全保障」と題し、大学における研究成果展開に関する施策の変遷や、産学連携コーディネータやURA（リサーチ・アドミニストレーター）による安全保障輸出管理業務の必要性等について説明した。現在、大学や研究所等にはURAという新しい職種の定着が行われているところだが、新しい職種にありがちの数字（売上げやランキング等）を上げる事ばかりに注力している傾向があり、管理業務にまで手が回っていないのが実情である。この章でも説明したとおり、URAの方たちには、できればもう一度原点に戻って、“大学”ではなく“人”の役に立つためにも安全保障輸出管理にも積極的に取り組み、確実な社会貢献を行っていただきたいことを願うばかりである。

第3章では「地方大学における学術安全保障」と題し、四国地域の国立大学が行っている取組みの紹介や、地方大学における安全保障輸出管理等につい

て説明した。この章で述べられているとおり地方大学は人材や予算確保が非常に厳しいのが現状である。そんな中、四国地域の5国立大学が集結し1つの連携機関を構築していることは各地方大学にとっても参考となるはずである。各大学が協力し合い、問題点の共有や人材交流等を行うことは、安全保障輸出管理業務のような特殊性が高い業務等には有益である。ぜひこの取組みを全国に広げ、最終的に地方ではなく全国規模の組織ができればと期待するところである。

第4章では「学術安全保障と大学法務体制」と題し、大学での法務体制の必要性和リスクマネジメントの重要性について説明した。大学は学問の府であり、学問の本質は自由な発想に基づくあらゆる事象の懐疑にある。研究者や管理担当者が安全保障輸出管理上のリスクに怯えて学術活動が萎縮してしまっただけでは本末転倒である。この章で述べているとおり、今後、大学等には法務部門の設置が必要となってくる（今までなかったこと自体に違和感を覚える）。これは現在の時勢等をみれば自然なことである。安全保障輸出管理に限らず、遺伝子組み換え実験管理（名古屋議定書への対応）、営業秘密管理など、研究活動に関わる法令遵守は他にもたくさんある。これらに適確に対応するには“個”で対応するのではなく“組織”として対応する方が効率的である。現状では法務部門を設置している大学はまだ少ないが、今後、社会的責任の観点からも、法務部門を設置する大学が増えることが予想される。

第5章では「学術安全保障のための教育とは」と題し、安全保障輸出管理も含めたコンプライアンス教育の在り方について説明した。ヒトに研究不正や安全保障輸出管理を教育する前に、そもそも何故ヒトはズル（不正や違反）をするのか、そのメカニズム等がわからなければ最適な教育は施せない。性善説からいえば、ヒトは、元は皆正直者だったはずである。それが何らかの原因で不正のトライアングル（動機、機会、正義感）^[1]と呼ばれる三角形が歪み、“ズル”に手を染め始める。この章の筆者は、今後、“ズル”（不正）のメカニズムを解明し、それを抑止できるようなe-learningの開発も念頭に置いたコンプライアンス教育方法を開発したいと考えており、今後の活動に期待していきたい。

ここまで述べてきたように、大学において安全保

障輸出管理を適確に行うには、あくまで本務である学術活動の妨げにならないように適確に管理していくことが必要となる。そのために「学術安全保障」という概念が参考になるのではないかと考えている。安全保障輸出管理は英語で“Security export control”と表され、安全保障の部分については“Security”という語で表され“Safety”とは表されていない。“Security”は「安心」を意味し、心理的な状態を表すのに対し、“Safety”は「安全」を意味し客観的な状態を表し完全な状態を意味する^[2]。つまり、大学等で安全保障輸出管理を行うということは、研究者達が「安心」して学術活動を行える環境を構築したうえで適切に管理するということであり、学術活動を萎縮させてまで安全に、または完璧に管理するというわけではない。

今後、我々は、更なる学術の発展と安全維持のために「安心できる教育・研究環境」と「安全な管理」の関連等について分析し、具体的な学術安全保障への取組み方法等を検討していきたいと考えている。

謝 辞

本稿を共同執筆するにあたり協力をしていただいた静岡大学鈴木先生、九州大学佐藤先生、徳島大学井内先生に感謝致します。又、今回、我々が取り組んでいる「学術安全保障」について紹介する機会をくださったCISTEC関係者の皆様、日頃から様々なご意見や協力等をいただいている輸出管理Day for ACADEMIA実行委員会の皆様へ心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。

参考及び引用文献

1. はじめに

- [1] 本稿でいうアカデミック・フリーダムおよび教育・研究の自由とは、学術活動の展開を図るうえで必要な自由を想定する。(第4章参照)
- [2] 政府の施策をもって命題が直接的に与えられることもある。例えば、日本学術振興会「スーパーグローバル大学等事業：経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」(2012年度)等。
- [3] 「学術安全保障」を学術的に捉えたものを学術安全保障学とする。そこでは本論でいう学術と安全保障の関係のみならず、学術そのものの安全保障(すなわちアカデミック・フリーダム等、学術推進に必要な基盤の保障)を視野に入れることもできる。
- [4] 次章参照

2. 産学連携と学術安全保障

- [1] 科学技術立国論—科学技術基本法解説、尾身 幸次、読売新聞社、1996年4月
- [2] 地域イノベーションのための産学官連携従事者論、二階堂ら、静岡学術出版、2014年3月
- [3] 産学官連携データベース、<https://sangakukan.jp>、科学技術振興機構、2014年8月22日閲覧
- [4] 「産学官連携コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーターのこれまでの取組と現状について」科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会イノベーション創出機能強化作業部会(第2回)資料2、文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課
- [5] リサーチアドミニストレーター人材の配置状況(2010年1-2月調査)、<http://jram.w3.kanazawa-u.ac.jp/ra-japan.html>、2014年8月22日閲覧
- [6] 「イノベーション創出に寄与する専門人材」、文部科学省大学技術移転推進室 室長補佐 石田 雄三、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afiefieldfile/2013/03/25/1322146_08_1.pdf、2014年8月22日閲覧
- [7] URA スキル標準 Ver.1、東京大学・文部科学省、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/micro_detail/_icsFiles/afiefieldfile/2014/07/14/1349628_01.pdf、2014年8月22日閲覧

3. 地方大学における学術安全保障

- [1] 安全保障貿易管理に関するガイドライン、特定非営利活動法人産学連携学会、2009年8月(2011年3月改訂)
- [2] 留学生をめぐる政策の展開と大学における輸出管理の徹底に向けて、松本英登、輸出管理Day for Academia 2015 基調講演、2015年3月
- [3] 国立大学法人における安全保障貿易管理体制の整備状況と問題点に関する調査研究、新谷由紀子、菊本虔、ILC研究報告書、2010年7月

4. 学術安全保障と大学法務体制

- [1] 文部科学省 中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)(2014年2月12日 大学分科会) 参照
- [2] ガバナンスとリスクマネジメントの関係について、「内部統制とリスクマネジメント—日本版SOX法対応時代に問われるリスクマネジメントの重要性について—」、赤堀勝彦、神戸学院法学第37巻第2号、2007年12月、他

- [3] 第1章参照
- [4] 「企業法務の概要と弁護士との関係－その現状および司法改革に伴う将来像－」、阿部道明、法政研究. 71. (3)、pp.27-63、2005年5月、九州大学法政学会、他
- [5] CISTEC Journal各号の「特集／大学における輸出管理」掲載論文等参照

5. 学術安全保障のための教育とは

- [1] 文部科学省：国際化拠点整備事業、日本学術振興会：スーパーグローバル大学創成支援 等
- [2] 本章で述べる「コンプライアンス」は、単に法令を遵守することではなく、法令遵守や研究倫理等の公正且つ適切な学術活動を行うことによって社会に貢献するものと定義する。
- [3] 外国為替及び外国貿易法の一部改正について、経済産業省、2009年11月
- [4] 輸出者等遵守基準、経済産業省、2010年4月
- [5] 自主管理事例集 教育編、経済産業省、2010年4月
- [6] 大学のガバナンス改革の推進について、文部科学省、2014年2月
- [7] CITI JAPANホームページ、<https://edu.citiprogram.jp/defaultjapan.asp?language=japanese>、2014年8月22日閲覧

6. 終わりに

- [1] James William Coleman, Donald R. Cressey (1999) . Social problems. Longman.
- [2] 赤根谷達雄 落合浩太郎 (2007) . 「新しい安全保障論の視座」, 亜紀書房